

THE YOMIURI SHIMBUN

# 読賣新聞

2010年(平成22年)

4月27日 火曜日

〒100-8055 東京都千代田区大手町1-7-1 電話(03)3242-1111(代) www.yomiuri.co.jp

## 中国人元労働者側と 西松建設が和解

戦時中に強制連行され、新潟県内の発電所建設現場で過酷な労働を強いられたとして、中国人の元労働者らが準大手ゼネコン「西松建設」(東京)に損害賠償を求めたが、原告側の敗訴が確定した訴訟を巡り、同

社と元労働者の遺族5人は26日、東京簡裁で即決和解した。同社は強制労働を歴史的事実と認めて謝罪し、被害者183人分の解決金として、1億2800万円を被害者救済のための基金に支払う内容。被害者らは基金を通じて補償を受け

る。同社は、昨年3月に摘発された小沢一郎・民主党幹事長側への違法献金事件をきっかけに、経営刷新を図ることになり、最高裁で勝訴が確定している中国人の強制連行問題についても改めて取り組むことにした。10月には、広島に連行された元労働者側と和解。新潟の元労働者側とも交渉して

いた。

2010年(平成22年)  
4月27日  
火曜日



天気	6	9	12	15	18	21(時)
東京	☉	☉	☉	☉	☉	80 16
横浜	☉	☉	☉	☉	☉	80 16
千葉	☉	☉	☉	☉	☉	80 16
さいは	☉	☉	☉	☉	☉	80 17
札幌	☉	☉	☉	☉	☉	0 11
仙台	☉	☉	☉	☉	☉	0 2
名古屋	☉	☉	☉	☉	☉	100 9
大阪	☉	☉	☉	☉	☉	100 14
福岡	☉	☉	☉	☉	☉	100 11

朝日新聞東京本社 発行所:〒104-8011 東京都中央区築地5-3-2  
電話:03-3545-0131 www.asahi.com

### 中国人強制労働 新潟も遺族和解

西松建設

戦時中に新潟県の信濃川のダム工事で中国人183人が強制連行され労働させられた問題で、うち5人の元労働者の遺族と、当時工事を請け負った西松建設(本社・東京)が26日、東京簡裁で即決和解した。和解条項は同社が183人のために1億2800万円を信託して基金を設立し、金銭補償するなどの内容。

即決和解は新たな訴えを起さずに話し合いで争いを解決する裁判手続き。

この問題では、別の元労働者5人が損害賠償を求めた訴訟で原告敗訴が確定している。だが、広島県内の工事をめぐる同種の訴訟で2007年、最高裁判決が請求は退けたが同社に「被害者らの救済

に向けた努力が期待される」と付言。同社は昨年10月、広島県の元労働者360人に計2億5千万円の金銭補償をすることなどで即決和解した。今回は同社の申し立てに対

し、新潟の元労働者5人の遺族が和解に応じた。金銭補償のほか、同社が強制労働を歴史的な事実と認め、元労働者側に謝罪することも和解条項に盛り込まれた。

強制労働の中国人遺族

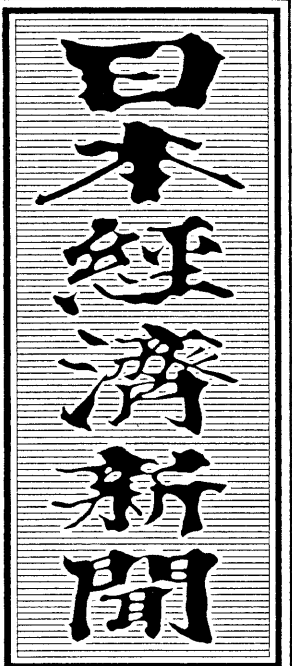
## 西松建設と和解

東京簡裁

戦時中に新潟県の建設現場に強制連行されて重労働を強いられた中国人5人の遺族と、施工業者の西松建設(東京都港区)の裁判外での和解が26日、東京簡裁で成立した。西松側が責任を認めて謝罪し、5人を含む全被害

者183人分の解決金計1億2800万円を中国の民間団体に信託して基金とする内容。

西松建設は09年、広島に連行された360人とも和解、今回の和解でほぼ全面的な解決となった。中国人を強制連行したとされる当時の35企業で初めて、5人を含む183人は1944〜45年、新潟県六日町(現南魚沼市)の信濃川工事事務所で水力発電所の建設工事に強制的に従事させられた。一部が同社などに損害賠償を求めて提訴し07年に最高裁で敗訴が確定したが、その後、話し合いを進めていた。【和田武士】



4月27日  
火曜日

発行所 日本経済新聞社  
東京本社 ☎(03)3270-0251  
〒100-8066 東京都千代田区大手町1-3-7  
大阪本社 ☎(06)6943-7111  
名古屋支社 ☎(052)243-3311  
西部支社 ☎(092)473-3300  
札幌支社 ☎(011)281-3211  
電子版アドレス  
<http://www.nikkei.com/>  
購読のお申し込み  
☎0120-21-4946  
<http://www.nikkei4946.com>

【第三種郵便物認可】

## 強制連行 西松建設は全面和解 新潟の労働分 解決金1億2800万円

第2次大戦中に新潟県に強制連行され過酷な労働を強いられたとして、中国人の元労働者らが西松建設を提訴し、2007年に敗訴が確定した訴訟を巡り、同社は26日、1億2800万円を解決金として支払うことなどで元労働者側と合意し、東京簡裁で和解した。

西松建設は09年10月、広島県に強制連行された別の元労働者とも既に和解。戦時中の中国人の強制連行で西松建設の工事をめぐっては、すべて和解が成立した。

和解条項によると、西松建設は強制労働について歴史的責任を認めて謝罪。解決金として1億2800万円を中国の民間団体に信託し、新潟県の水力発電所建設に連行された中国人労働者183人への補償や慰霊碑の建立費用などに充てる。

和解成立後に記者会見した元労働者の遺族、張造領さん(58)は「昨年亡くなった父も、今日の結果に安心していると思うが、他企業も含め強制連行の被害者は約4万人いる。今後、全面解決するよう願いたい」と訴えた。

新潟県への強制連行をめぐっては、元労働者が1997年、西松建設など提訴したが、07年に最高裁で敗訴が確定。ただ、最高裁は同社の強制連行をめぐる別の訴訟で、「関係者において、被害の救済に向けた努力が期待される」と付言し、裁判外での解決を促していた。

# 産経新聞

平成22年(2010)日刊24211号

4|27 [火] 

発行所 ©産経新聞東京本社2010  
〒100-8077東京都千代田区大手町1-7-2  
☎ 東京(03)3231-7111(大代表)

## 「強制労働」認め和解

### 西松、中国人元労働者と

戦時中連行

戦時中に強制連行され、新潟県で水力発電所建設のため過酷な労働を強いられたとする中国人の元労働者183人について、西松建設(東京都)が「歴史的責任」を認めて解決金1億2800万円を支払うことで元労働者側と合意、東京簡裁で26日、和解が成立した。

和解条項によると、新潟県の水力発電所工事にかかわった元労働者が対象で、同社が強制労働を歴史的事実として認め、謝罪の意を表明することなども盛り込まれている。

今回の和解では、同社に損害賠償を求めて提訴し、最高裁で敗訴が確定した元原告5人は「受け入れられない」として和解には参加しなかった。

西松建設は昨年10月、広島県の水力発電所工事をめぐる問題でも、中国人の元労働者側に2億5千万円を支払うことで和解が成立している。

# 東京新聞

中日新聞東京本社  
東京都千代田区内幸町二丁目1番4号  
〒100-8505 電話 03(6910)2211

## 新潟の強制連行も和解

### 西松建設 元労働者全員に解決金

太平洋戦争中に強制連行され、新潟県の水力発電所建設工事で重労働を強いられた中国人の元労働者側と西松建設(東京)が二十六日、「即決和解」手続きにより、東京簡裁で和解した。

和解したのは元労働者の遺族五人だが、和解条項には、工事に従事させられた百八十三人全員を対象に解決金計一億二千八百万円を支払い、謝罪することなどが盛り込まれた。元労働者側弁護団によると、元労働者の一部は和解に反対しているという。

同社は昨年十月、広島県の工事に従事した元中国人労働者三百六十人を対象に、二億五千万円を金銭補償することなどで和解。中国人を強制連行したとき組みが全面的に成立したのは同社が初めて。西松建設をめぐる強制連行の損害賠償請求訴訟は、元労働者側の敗訴が確定したが、広島県の工事をめぐると〇七年四月の最高裁判決は「被害救済に向けた努力が期待される」と付言していた。

昨年、元労働者の父



#### 即決和解 民事訴訟の対 象となる可能 性がある争いにつ いて、訴えを起す前 に簡裁で成立させる和解 の手続きで、民事訴訟 法275条で定められ ている。当事者が簡裁 に請求の内容などを申 し立て、和解期日に当 事者双方が出頭。和解 が成立すれば和解調書 がまとめられ、確定判 決と同じ効力を持つ。 訴訟回避の目的でなさ れるため、訴訟防止和 解とも呼ばれる。

を亡くした張造領さん(五)は「重い歴史的な意義があるが、強制連行の被害者は四万人近くおり、全面解決を願いたい」と話した。

西松建設の話 中国人当事者および関係者の方々のご努力に感謝しています。反対を表明されている方々にも、和解の枠組みに参加していただけるよう希望します。

# 西松建設被害者と和解

## 信濃川工事 中国人強制連行 1億2800万円支払い



西松建設の中国人強制連行で和解が成立し、元労働者の父の写真を手に会見する張造領さん(中央)ら。26日、東京・霞が関

第2次大戦中、十日町に中国人183人が強制市にあった西松建設(東)連行され過酷な労働を強京の信濃川工事事務所 いられた問題で26日、同

社が被害者側に解決金1億2800万円を支払い、謝罪することを条件とした即決和解が東京簡裁で成立した。同社をめぐる強制連行で、和解が成立するのは広島県の安野発電所に続き2例目。

(関連記事27面に) 和解条項では「西松建設は、被害者およびその遺族に対して歴史的責任のあることを認めて、深く反省し謝罪の意を表明する」と明記。西松側が183人分の解決金を「中国人権発展基金」に信託する。代理人によると遺族を含めた被害者のうち、所在が判明しているのは約60人で、うち生存者は3

人という。 同事務所での強制連行をめぐっては中国人元労働者5人が1997年、国や同社に対し、損害賠償訴訟を起こしたが、2007年に最高裁で敗訴が確定した。 しかし、これに先立つ安野発電所の強制連行をめぐる上告審で、最高裁は同社の法的責任は認めなかったものの、「被害者の救済に向けた努力を期待する」と付言。 これに伴い、西松側は信濃川の強制連行についても、被害者側と協議していた。 また昨年、西松建設の元社長らが逮捕された違法献金事件を受け、「全社的に法令遵守の在り

方を見直し、過去の歴史にも向き合うことになった」(同社代理人の高野康彦弁護士)ことも、和解への追い風となった。 和解後、元労働者やその遺族でつくる「日本に強制連行された中国人労働者支援会信濃川分会」会長張造領さん(48)らが

会見。

河北省から連行された父の英文さんを昨年、89歳で亡くしたという張さんは「一度もおなかいっぱい食べられず、冬の寒さを耐えるために紙袋を巻き付けたことを父から聞いた。補償金は出るが、複雑な気持ちだ」と目を潤ませた。

第24211号



〒950-1189 新潟市西区善久772-2

発行所 新潟日報社

〒950-1189 本社 新潟市西区善久772-2 郵便振替口座 00620-2-538

2010年(平成22年) 4月27日 火曜日

寛良

春されば木々のこずゑに花は咲けども 紅葉ばの過ぎにし子らは帰らざりけり 春が巡り、何時ものように木々の梢には美しい花が咲くのに、病で亡くなった子どもたちはもう再び家に戻ってこない。文政元年ころ、天然痘が大流行し多くの子供が亡くなった。

(全国良寛会)



第3種郵便物認可

# 国も政治解決に踏み出せ

## 強制連行和解

太平洋戦争中に中国から強制連行され、十日町市のダム建設現場で働かされた中国人の元労働者らと、受け入れ企業の西松建設の和解が成立した。

強制連行をめぐる西松建設の和解は昨年10月の広島に続き2例目、県内関連では初めてとなる。西松側は、強制労働の事実と歴史的な責任を認め、謝罪の意を表明した。

戦時中、強制連行された中国人は約4万人に上り、全国35社、135事業所に点在していたという。そのほとんどは未補償のまま。西松の和解を全面解決につなげたい。

和解条項では、信濃川で水力発電用のダム工事に携わった中国人元労働者ら183人を対象に、計1億2800万円の解決金を元労働者側の基金に支払うことを盛り込んだ。補償金や慰霊、

追悼費用などに充てられる。

西松関連2件の訴訟は2007年の最高裁判決での原告敗訴で確定している。しかし、判決が「被害救済に向けた関係者の努力が期待される」と付言したことから、広島の場合と同様に即決和解の手続きをとっていた。

戦後補償問題では、「1972年の日中共同声明で中国人個人の賠償請求権は放棄され、裁判では行使できない」との最高裁判断が示されている。裁判での解決は難しくなったが、道義的責任が消えるわけではない。

本県では信濃川発電所と新潟港、新潟市の赤谷鉱業所で計1476人が強制労働に従事させられた。全国では、まだ係争中の事案もある。強制連行を主導した国と関連企業は和解への道を開くべきだ。

「外務省報告書」などによれば、閣議決定により労働力不足を補うため、

終戦までに多くの中国人が連行された。国策であることは明らかだ。

最高裁は「旧日本軍監視下での強制連行・労働で（原告らは）極めて大きな精神的・肉体的苦痛を受けた」と国の責任を指摘している。企業だけの問題として片付けるわけにはいくまい。法律的な問題とは別に、政治解決に踏み出すのをためらうべきではない。

鳩山由紀夫首相は「東アジア共同体構想」を掲げ、アジア各国と手を携えて歩む姿勢を打ち出す。中国の胡錦濤

国家主席と今月行った会談では「日中両国が中核」と関係強化を訴えた。

だが、日本が戦争で与えた傷から目を背けたままでは、アジアのリーダーとして信頼は得られまい。まずは被害の重みと痛みを真摯に受け止めねばならない。謝罪と補償、取り組むべきことは明白だ。

謝るには、勇気がいる。時がたてば、なおさらである。既に多くの被害者が亡くなっている。もはや解決の先延ばしは許されない。

# 説

# 社

2010.4.27. 9)の(8)の(4)

第3種郵便物認可

# 遺族ら「重い意義」

## 「全面解決を希望」

### 強制労働の中国人、西松と和解

戦時中に県内の信濃川でダム建設などの強制労働を強いられた中国人元労働者らと西松建設(東京)の和解が26日、東京簡裁で成立した。中国から来日した遺族らからは「国や加害企業が和解していくきっかけになってほしい」などと歓迎の声が上がった。(柄谷雅紀)



和解成立後の記者会見で、中国人労工連誼会信濃川分会の張造領会長(58)は「父はこの場に立ち会えなかった。しかし、(和解には)とても重い意義がある。父も安心してくれると思う」と話した。張さんの父の尽文さんは和解に向けて協議を進めていたさなかの昨年12月、病気のため89歳で亡くなった。張さんによると、尽文さん

は戦時中、河北省で農業を営む傍ら抗日運動をしていた。23歳の時、密談しているところを旧日本軍に見つかり、日本に強制連行された。それから土砂や岩石を運ぶ作業に従事させられた。朝早くから夜遅くまでの肉體労働。食事はトウモロコシや雑穀の粉ばかり。服は布切れでできたものが1枚支給されるだけ。紙袋を体に巻き付けて寒さをしのいだという。張さんは、尽文さんが亡くなる直前、左右の足の親指の大きさが違うことに気付いた。理由を尋ねると、尽文さんは「足が凍傷にかかって靴を無理やり脱がした時に肉がはかれた」と話した。張さんは「奴隷よりの心だ。きつと強

制労働の苦痛を一生忘れたことはなかったはずだ」。張さんは「父はずっと和解を期待していた。しかし戦時

中に強制労働させられた人たちは約4万人。もう一歩前進して、全面解決になるように願いたい」。

父親の写真を掲げ、和解を評価する張さん(手前中央) 東京都千代田区霞が関1丁目

# 他の訴訟などへ波及期待

## 原告側 企業に働きかけへ 弁護士

### 中国人強制労働、西松が和解へ

戦時中に県内の信濃川でダム建設などの強制労働を強いられた中国人元労働者らが26日に西松建設（東京）と和解することになり、元労働者を支援する関係者間では、強制労働をめぐる他の訴訟などへ良い影響が及ぶことへの期待感が広がっている。県内でも同様の訴訟を担当していた弁護士は「全国に4万人近くいる戦時中の中国人元労働者に対して企業側が責任を認めて補償していくきっかけにしたい」と意気込んでいる。

（柄谷雅紀）

和解するのは、信濃川で発電所のダム建設などを強いられたとされる中国人元労働者183人。西松建設が約1億3千万円を信託して基金を設立し、金銭補償する。

この問題を巡っては、元労働者側が1997年に提訴したが、07年6月に最高裁判決

で敗訴が確定した。しかし、同年4月に、西松建設が被告の別の最高裁判決で「関係者が被害救済に向けて努力することが期待される」と付言があったことを踏まえ、昨年の夏ごろから、双方で協議してきた。訴訟外で和解するのは、昨年10月に同社が広島県

内での強制労働をめぐる、元労働者らと和解して以来2例目だ。

関係者によると、元労働者の中には「金額が不十分」「もっと誠実な謝罪を」などの要望があり、和解に反対する人もいたという。しかし、西松建設側が「歴史的な責任を認め、深く反省し、謝罪する」という趣旨を和解条項に盛り込み、和解に合意する機運が高まったという。

戦時中の強制労働をめぐる訴訟では、07年4月に最高裁判決が「1972年の日中共同声明により、中国人個人は日本に対し戦争被害について裁判上、賠償を請求できなくなった」と示してから、全国の地裁や高裁で元労働者側の

敗訴が相次いでいる。県内では、新潟港で強制労働に従事させられたとして、国と「リンコーコーポレーション」（新潟市）を相手に損害賠償を求める訴訟があったが、08年に敗訴が確定した。元労働者側は西松建設と同様、当事者間での解決を目指しているが、弁護士団長の中村洋二郎弁護士によると、企業側は交渉に応じる様子はないという。

中村弁護士は「今回の和解を足がかりにして、リンコーや群馬で争っているハザマ（旧・間組）など、和解に促していない企業に働きかけていきたい」と話している。

## 強制労働和解 新潟も

### 西松建設 中国人側と26日

戦時中に新潟県内の信濃川でダム建設などの強制労働を強いられた中国人元労働者らが西松建設（東京）を訴え、最高裁判決で原告敗訴が確定した訴訟をめぐる、同社が約1億3千万円を信託して基金を設立し、金銭補償する条件で元労働者側と26日に和解することが、関係者への取材でわかった。和解条項には、元労働者側に対して「歴史的な責任」を認めた上での謝罪も盛り込まれる見込みだ。

訴訟は終結しているが、最高裁判決が「同社ら関係者が被害の救済に向けた努力をす

ることが期待される」と付言したことを踏まえ、双方で協議を続けてきた。26日に双方が東京簡裁に出頭し、「即決和解」する。

基金による補償は、新潟県内の信濃川で、発電所のダム建設などの強制労働を強いられた183人全員が対象となる。同社が約1億3千万円を信託して基金を設立し、中国人権団体「人権発展基金会」に預託する。基金は、労働者や遺族の調査、慰霊碑の建立などにも使われるため、補償金額は1人当たり70万円以下になる可能性が高い。

同社は「歴史的な責任」を認め、「強制労働について歴史的な事実として認め、企業として元労働者や遺族に対し歴史的な責任があることを認めて深く反省し、謝罪する」という趣旨の謝罪を和解条項に盛り込む見通しだ。

同社を巡る戦時中の強制労働の問題では、昨年10月に広島県内の水力発電所の建設現場で働かされていたとされる360人に対し、2億5千万円の基金を設立して補償した例がある。今回は広島県に続く2例目。

関係者によると、同社の元社長が昨年、違法献金問題などで起訴された事件をきっかけに、同社の過去の問題を見直す中で、合意の機運が高まったという。

（柄谷雅紀）

# 西松建設初の全面解決

## 強制連行訴訟

### 2例目の和解成立 中国人に1億2800万円

太平洋戦争当時、新潟県内の建設現場に強制連行されたことによる損害賠償請求訴訟で、敗訴が確定した中国人の元労働者らに対し、西松建設が加害責任を認め謝罪の意を示し、解決金計1億2800万円を支払うことを条件とした即決和解が26日、東京簡裁(深津洋裁判官)で成立した。

戦時中の強制連行をめぐり、西松建設の即決和解は、電所建設工事で過酷な労働を強いられた元労働者らとの間で成立したの

#### 全面解決へ重要な一歩

中国人強制連行・強制労働事件全国弁護団のコメント。今回の和解は、加害企業が事実と責任を認めて謝罪し、償いの

証しとしての金銭支払いを決定すれば、一企業であつても被害者の心を安らかにして日中間の平和と友好の進展に重要な役割を果たすことを示した。全面解決へ

#### 関係者の努力に感謝

西松建設のコメント。広島に続き、新潟県での電所建設工事現場で労働

続きの例目。西松建設が被告企業となっていた強制連行訴訟は全面解決した。

元労働者側の弁護団によると、強制連行への関与が認められた計35社のうち、全面解決したのは

働に従事された中国人の方々との間でも同様の和解に至り、当事者や代理人の方々をはじめとする関係者の努力に感謝する。

#### 西松建設が初めて

和解条項によると、西松建設は強制連行の事実を認めた上で、企業としての歴史的責任を認識し、元労働者側に謝罪の意を表明。新潟県内の電所建設工事に携わった元労働者ら183人を対

象に、計1億2800万円費用などに充ててもらった。解決金は、元労働者側の敗訴が確定した2007年の最高裁判決が「当事者間で被

害救済に向けた努力が期待される」と付言したのを受けて、西松建設は広島への手続を取った。